

平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例
に関する法律案要綱

平成元年度に政府等から交付される水田農業確立助成補助金について、税制上次の
軽減措置を講ずるものとする。

- 一 個人が交付を受ける同補助金については、一時所得の収入金額とみなすとともに、
転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。
- 二 農業生産法人については圧縮記帳の特例を設け、当該法人が交付を受ける同補助
金については、交付を受けた後二年以内に、事業の用に供する固定資産の取得又は改
良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入する。